

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、242万2725円を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

第1 はじめに

本訴訟は、埼玉県内の公立小学校の学校教員である原告が、労働基準法に定められた時間外労働に対する割増賃金が一切支払われていないのは違法であるとして、かかる時間外労働に対する未払賃金の支払いを求めるものである。

公立学校の教員は、長年、長時間にわたる過密な労働・時間外労働を求められてきた。このような学校教員の勤務実態は、一向に改善されないまま悪化の一途をたどっており、その結果、学校教員の心身の健康が損なわれている事案も数多く発生している状況にある。

しかしながら、昭和46年の「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）」制定以後、公立学校の教員は、いくら時間外労働をしても、時間外労働手当は、一切支給されていない。公立学校の教員は、いわば「無賃労働」を強いられているのである。そして、このことが、公立学校の教員の長時間労働に歯止めが利かず、学校現場で青天井の時間外労働が横行する要因ともなっている。

原告は、実際に、教育の現場において、このような時間外労働（無賃労働）が恒常的に存在している事実を目の当たりにしてきた。

本訴訟は、原告が教育現場に37年以上携わってきた経験を通じて、公立学校の教員に対しても時間外労働に対する賃金の支払いが認めら

れるべきであることを明らかにすることにより、公立学校の教員が無賃労働を強いられている現状を改善することを目指して、提訴されたものである。

第2 当事者

1 原告は、●●市立小学校に教員として勤務する公務員である。

原告は、昭和56年から●●市立●●小学校、平成2年から●●市立●●小学校、平成8年から●●市立●●小学校、平成13年から●●市立●●小学校、平成20年から●●市立●●小学校での勤務を経て、平成28年4月から●●市立●●小学校で勤務を始め、現在に至っている。

2 被告は、「市町村立学校職員給与負担法」第1条に基づき、原告の給与・手当等を負担している地方公共団体である。

第3 勤務の内容

1 原告の職務内容

原告は、先に述べた通り、平成28年4月から、●●市立●●小学校の教員として勤務している。同校では、3年生の学年主任、社会科主任を担当している。

2 原告の勤務条件

原告の給与・勤務時間その他の勤務条件については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第42条、「地方公務員法」第24条5項により、被告（埼玉県）の条例が適用される。

まず、原告の勤務時間・休日については、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」（平成7年3月20日埼玉県条例第28号）で規定

されているところ、同条例では、職員の勤務時間は、原則として月曜日から金曜日まで、1日当たり7時間45分、1週当たり38時間45分と定め、1日の勤務時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を、勤務時間の途中に置かなければならないと定めている（同条例第3条、第7条）。また、職員の休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）と定めている（同条例第4条、第10条）。

そして、原告をはじめとする●●市立●●小学校の教員は、出勤時刻が8時30分、退勤時刻が17時00分、休憩時間が合計45分間の、1日7時間45分勤務とされており、所定の休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）とされている。

次に、原告の給与については、「学校職員の給与に関する条例」（昭和31年10月1日埼玉県条例第33号）で規定されている。

かかる条例に基づいて支給された原告の月額賃金は、下記の通りであり、毎月分の賃金が、毎月21日までに支給された（甲1）。

記

(1) 基本給

平成29年10月分～同年12月分 40万7366円

平成30年1月分～同年3月分 40万7633円

平成30年4月分～同年8月分 40万4000円

(2) 教職調整額

平成29年10月分～同年12月分 1万6294円

平成30年1月分～同年3月分 1万6305円

平成30年4月分～同年8月分 1万6160円

- (3) 地域手当
 - 平成 29 年 10 月分～同年 12 月分 4 万 1095 円
 - 平成 30 年 1 月分～同年 3 月分 4 万 1545 円
 - 平成 30 年 4 月分～同年 8 月分 4 万 2016 円
- (4) 教員特別手当 7200 円
- (5) 日額特殊勤務 前月の勤務 1 日当たり 200 円
- (6) 通勤手当
 - 平成 29 年 10 月分～平成 30 年 3 月分 4500 円
 - 平成 30 年 4 月分～同年 8 月分 4750 円

第 4 公立学校の教員の時間外労働に関する法制度の内容

1 給特法及びこれに基づく条例について

- (1) 公立学校の教員の時間外労働については、特殊な法制度が採用されている。

すなわち、昭和 46 年に「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」が制定されたことにより、公立学校の教員には、特殊例外的な場合を除いて、時間外労働をさせることはできないとされている。その一方で、例外的な時間外労働については、基本給の約 4% に当たる「教職調整額」が支給され、その代わりとして、「時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない」とされているのである。

- (2) 具体的には、まず、給特法第 3 条 1 項では、「教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額額の 100 分の 4 に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。」と規定する。さらに、同条 2 項では、「教育職員については、時間外勤務手当及び

休日勤務手当は、支給しない。」と規定し、第5条では、教育職員について、労働基準法（以下「労基法」という。）第37条（割増賃金の規定）の適用を除外している（なお、同条では、労基法第32条、第34条、第36条の適用は除外していないため、教育職員に対しても、これらの労働時間規制は適用される。）。

他方で、給特法第5条では、地方公務員法第58条3項・労基法第33条の規定を読み替え、公務のために臨時の必要がある場合には、教員に時間外労働をさせることができる旨を規定する。さらに、給特法第6条1項では、教員の時間外勤務について、「教育職員……を正規の勤務時間……を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。」と規定する。

そして、上記「政令で定める基準」については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」（平成15年政令第484号）において、下記のように規定されている。

記

① 教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務すること）を命じないものとする。

② 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務

ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務

ハ 職員会議に関する業務

ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を

必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

上記イ～ロの4つが、いわゆる「超勤4項目」と呼ばれるものである。

以上の規定によれば、公立学校の教員に対して時間外勤務を命じることができる場合を上記「超勤4項目」に限定した上で、これに対する時間外勤務手当・休日勤務手当を支給しない代わりに、「教職調整額」を支給する、ということになっている。

- (3) 以上の法令の規定に基づき、埼玉県では、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年12月23日埼玉県条例第80号）」が制定されている。

同条例では、教員の時間外勤務について、第3条1項で、「義務教育諸学校等の教育職員……には、その者の給料月額額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。」と規定する。さらに、第7条1項で、「義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間……の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務……は命じないものとする。」と規定し、同条2項で、下記のように規定する。

記

「義務教育諸学校等の教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- 一 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- 二 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- 三 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
- 四 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必

要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

そして、「学校職員の給与に関する条例」（昭和31年10月1日埼玉県条例第33号）においては、時間外勤務手当に関する条項の適用対象から教員は除外されている。

2 給特法の趣旨と解釈

- (1) 先に述べた通り、給特法は、公立学校の教員に対しては、「超勤4項目」に該当する場合にのみ、例外的に時間外労働を命じることができるものと規定している。すなわち、公立学校の教員には原則として時間外労働をさせないことを前提としている。

そもそも、給特法制定以前から、教員の時間外労働については、原則としてこれを命じない指導方針がとられてきた。しかし、この指導にもかかわらず、実態においては、なお教員が時間外にわたって仕事を行うことが認められていた。その結果、教員が時間外勤務手当の支給を求めるいわゆる訴訟が全国一斉に提起され、教員の時間外勤務に対する時間外手当請求権を認める判決が相次いで出された（最判昭和47年4月6日、最判昭和47年12月26日等）。

そこで、このような時間外勤務手当を巡る紛糾を避けるための法整備が議論された。そして、給特法の制定により、文部省が昭和24年以来とってきた、教育職員には原則として超過勤務を命じないという基本的態度に、法的な裏付けが与えられることとなった。

このような給特法制定の目的も踏まえれば、給特法の趣旨は、以下のようにまとめられる。

ア 公立学校の教員に対しても、労基法の労働時間規制（1週40時間、1日8時間以上の労働を禁止する第32条、及び過半数労

働者と協定を結ぶことを条件として時間外労働を認める第36条)が適用される。

イ 授業準備、テスト問題の作成・採点、クラブ活動の指導、家庭訪問といった教員の一般業務は、すべて「勤務時間の割振り」によって勤務時間内に処理すべきであり、自治体（校長）は、原則として、教員に時間外労働を行わせてはならない。

ウ ただし、例外的に、「超勤4項目」に該当し、「臨時又は緊急にやむを得ない必要」がある場合に限っては、労基法第33条3項により、36協定を締結することなく時間外労働を命じることができる。そして、そのような場合には、時間外労働手当を支給する代わりに、教員に対しては「教職調整額」を一律に支払うこととし、労基法37条の適用は除外される。

(2) 他方で、給特法制定下においても、労基法第36条は適用を除外されていないのであるから、給特法は、労基法第36条に基づく時間外労働の存在を排除しているわけではないことが明らかである。

そうすると、「超勤4項目」に該当しない業務については、原則として「勤務時間の割振り」によって時間内に処理すべきであるものの、早急に仕上げるべき仕事があり、時間外労働が必要となる場合には、一般の労働者と同様、36協定の締結を要件として、時間外労働が容認されることとなる。

そして、先に述べた給特法の趣旨からすれば、給特法は、36協定によらない時間外労働を、「超勤4項目」に該当し、「臨時又は緊急にやむを得ない必要」があるときに限定して認め、その場合に労基法第37条の適用を除外したものであって、「超勤4項目」に該当せず、本来は36協定を締結することによってのみ許される時間外労働（給特法の趣旨に反する時間外労働）についてまで、労基法第37

条を適用除外とすることを、給特法が予定しているとはいえない。すなわち、このような時間外労働については、給特法は何も規定していないと解さざるを得ない。

したがって、「超勤4項目」に該当せず、あるいは「臨時又は緊急にやむを得ない必要」のある場合ではない業務について、時間外労働を命じられた場合には、給特法第3条2項及び同法第5条の規定にかかわらず、労基法第37条が適用され、通常の賃金とは別途、時間外労働手当が支払われる必要があることが明らかである。

そもそも、「勤務時間の割振り」という名目で、校長による労働時間の調整を認めること自体、異例であるし、担当する科目や役職によって、また同一人でも時季によって、時間外労働の有無や時間数は全く異なるにもかかわらず、基本給のわずか4%に過ぎない「教職調整額」が一律に支払われる点、さらに、「超勤4項目」に限られるとはいえ、時間外労働の時間数の上限が定められておらず、無定量の労働義務が課せられている点で、給特法は、労働時間の規制や割増賃金の支払いを課した労基法の趣旨から外れた、特異な制度である。したがって、労働者保護の観点から、給特法の規定は、特に厳密に解釈、運用される必要があるのであって、給特法が本来予定していない、「超勤4項目」以外の時間外労働（後に述べるように、実際の教育現場においては、かかる時間外労働が恒常的に横行しているのが実態である。）についてまで、時間外労働手当の支払いを免除することを法が認めたとは、到底解することはできないのである。

3 給特法の運用の実態と裁判例

- (1) ところが、これまでの行政による解釈と運用は、給特法の本来の要請とは相反するものであった。

給特法の施行にあたって、当時の文部省は、教員の職務と勤務態様の特殊性に基づいて、勤務時間の内外を問わず包括的に評価して支給される俸給相当の性格をもつと、先に述べた給特法の趣旨を無視した説明を行った。ここでは、教育が、教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいことといった職務の特殊性や、学校への行事や家庭訪問、学校休業期間中の研修等、学校外で行われる職務が多いことといった勤務態様の特殊性から、教員について一般の行政事務に従事する職員と同様の勤務時間管理を行うことは必ずしも適当でなく、とりわけ超過勤務手当制度は教員にはなじまないことが指摘されていた。

そして、実務上は、勤務の内容・性格、時間数に関わりなく、時間外労働手当を一切支払わない、すなわち、教員に対しては、労基法第37条の適用が排除されるため、たとえ「超勤4項目」以外の業務に関して、校長の指示に従って労働したとしても、「教職調整額」以外の手当の類は一切支給されない、という運用が行われてきたのである。

- (2) しかし、教員の職務が、教員の自発性、創造性に基づくものであり、勤務時間の管理や時間外手当の支給になじまないとは、到底いえないのが実態である。後に述べる通り、原告を始めとする学校教員は、校長からの命令によるありとあらゆる業務に拘束され、まさに「労働」を強いられている。

文部科学省も、授業以外の様々な業務が学校に持ち込まれ、教員の業務が増大した結果、教員が勤務時間内において全ての業務を処理することが困難になっている現状を自ら認めており、教員の勤務時間管理の在り方等を見直すべく、検討を進めざるを得ない状況にある。

過去の裁判例においても、公立学校の教員の時間外労働に対しては、時間外労働をするに至った経緯、従事した活動の内容、勤務の実情等に関わりなく、時間外労働手当請求権が一切発生しないとは解していない。むしろ、総論としては、一定の要件の下で、公立学校の教員に対して時間外労働手当を支給すべきことを認めているのである（名古屋地判昭和63年1月29日・松蔭高校事件、名古屋地判平成5年2月12日・志賀中学校事件、広島地判平成17年6月30日・広島県高校教員事件、京都地判平成20年4月23日・京都市教組事件、他）。

ただし、上記裁判例においては、教員の業務は、教員が自主的・自発的に行っているものであり、教員に対して時間外勤務が命じられたものではないこと等を理由として、教員に対する時間外労働手当の支払義務を否定している点で、教員の勤務実態を無視し、給特法の趣旨や労働時間に関する一般的法解釈を逸脱したものであり、結論として著しく妥当性を欠いていることを指摘しておく。

- (3) 原告は、以下に述べる通り、校長の命令により、「超勤4項目」以外の業務に関して、年間を通じて、恒常的な時間外労働を余儀なくされている。したがって、かかる時間外労働に対しては、「教職調整額」とは別に、適正な時間外労働手当が支払われるべきである。

第5 時間外労働の実態

1 はじめに

先に述べた通り、給特法は、公立学校の教員に対しては、「超勤4項目」という例外的な場合を除き、原則として時間外労働をさせないことを前提としている。しかし、このような制度の建前と、公立学校の職場の実態は、大きく乖離している。

すなわち、公立学校の教員は、実際には、「超勤4項目」には該当しない日常的な業務について、校長からの命令を受け、年間を通じて、恒常的な時間外労働を強いられている。

学校教育現場において、校長は強大な権限を有しており、特に近年は、教員が行うべき仕事の内容を、校長は全てを決めることができ、教員の仕事を無限に増やすことができるというのが実態である。

その結果として、まず、教員は、勤務時間内において、教員に課された事務作業を全て終えることは、ほぼ不可能な状況である。

後述するように、原告を始めとした教員は、校長から、授業中は授業に集中する、給食時間中は給食指導に集中する、清掃時間中は清掃指導に集中する、という指導がされている。そのため、出席簿の記入、テストの採点、児童の評価等、教員に課された事務作業は全て、休み時間か、放課後児童を帰した後にやるほかない。しかしながら、休み時間には、児童の連絡帳を読んだり、返事を書いたり、校長の指導の下、学校全体で取り組んでいる音読カードやドリルのチェック等で、教員は手一杯である（休み時間に教室の後ろでいじめが発生しても、教員が気付かないのはそのためである。）。結局、教員に課された事務作業のほとんどは、児童が帰った放課後にやらざるを得ない。

しかも、放課後の午後4時台に設定された休憩時間（25分ないし30分）には、当たり前のように会議や研修、打ち合わせが入ってくる（本来、休憩時間は確保されなければならない、休憩時間中に強制的に業務が入ること自体違法である。）。そのため、教員は、その日の授業の評価や、翌日の授業の準備等を含めた事務作業を、勤務時間外に行わざるを得ない。

さらに、教員は、日々の授業の実施、学級経営といった教員の本来の仕事に加えて、交通安全指導、登校・下校指導、あいさつ運動、各

種行事の実施から備品の購入に至るまで、ありとあらゆる業務を校長から命じられている。

このようにして、教員は、勤務時間外の労働を強いられている。しかも、かかる時間外労働の対価は全く支払われていないのである。いわば、公立学校の教員は、「無賃労働」を強いられているといえる。

2 原告の勤務実態

(1) 午前中の業務

ア 原告は、毎出勤日、7時30分前後には出勤する。出勤後、出勤簿への押印、配布物の確認、その日の予定の確認・準備等を行う。7時40分頃からは、月に1回、登校指導（児童登校時の見守り・安全指導）を行う。この時間には、児童の欠席の連絡、登校渋り等、親からの電話連絡が入ってくる。また、同僚からも、仕事の打ち合わせをされる。

なお、原告は担当していないが、主に体育部の教員は、この時間帯から、朝のライン引きを行っている。

イ 7時50分頃からは、教室で児童を迎え、あいさつを行う。

8時10分頃からは10分程度、朝マラソンが始まる（児童は、8時5分頃には校庭に集まる）。原告は、毎朝、この朝マラソンに参加し、児童とコミュニケーションを取っている。

8時20分頃から、水曜日は、児童を教室に並ばせて、全校朝会へと誘導する。月曜日・木曜日は朝自習、火曜日は朝読書、金曜日はチャレンジタイム（児童に課題を与えて取り組ませる時間）が行われるため、その準備を行う。

8時30分頃から、月曜日・木曜日は児童に朝自習をさせ、その間、職員朝会（職員会議）に参加する。火曜日は、朝読書の指

導を教室で行う。金曜日は、チャレンジタイムとして、教室で児童を課題に取り組ませる。水曜日は、全校朝会が行われる。

8時40分頃から、朝の挨拶（学校でやり方が決められている）を行い、朝の会を開く。その後、児童一人一人の健康観察を行い、結果を保健室に提出する。また、無断欠席者の確認と連絡を行い、出席簿に記入する。

ウ 8時50分頃から授業開始となる。午前中は、1限から4限まで、4コマの授業を行う。1限と2限の間、3限と4限の間には10分休み、2限と3限の間には20分休みがある。

授業時間中も、原告はテストの採点等の作業を行うことはできず、授業に集中することになる。

休み時間には、学年で決められている音読カードや学校から指定された漢字ドリル・計算ドリル等のチェック、連絡帳の確認（児童の出欠・家庭からの連絡等）と記入、次の授業の準備等を行う。

また、登校を渋る子がいればその子供への指導や迎えを行い、保健室に行く子供がいればその子供への指導を行い、突然の怪我や病気が発生すればそれに対処して保健室に連れて行き、親に連絡し、忘れ物や喧嘩が発生すればその子供への指導を行う等、休み時間にもありとあらゆることが起きるため、原告は、それらの対応に追われている。さらに、休み時間には、職員室に戻って出欠の記入をする必要があるが、教室と職員室の間を往復するだけでも、5分程度かかる。

平成30年4月から、●●小学校の教員には20分休み中に15分間の休憩時間が設定されているが、実際には、休み時間に原告をはじめとする教員が休憩を取ることはほぼ不可能なのが実態である。

なお、同年3月までは、13時40分から14時までの20分間が児童の昼休みであり、担任教員の休憩時間であったが、学校からは、この時間には子供達と一緒に遊ぶことがいと奨励されていた。さらに、毎週水曜日は、13時30分から30分間のロング昼休みであったが、この時間は、特別活動などの行事が頻繁に入ってきていた。そのため、同年4月から、教員の休憩時間を午前中に変更した。しかし、職員室に戻って休憩している教員は、ほとんどいないのが現状である。

(2) 昼の業務

ア 午前中の授業が終わると、給食準備に入る。まず、原告が給食配膳室に給食を取りに行く。そして、給食当番健康管理表の確認、歯磨き指導、除去給食の対応（除去給食者の確認、除去給食の確認、配膳、除去給食用紙の提出。誤りは許されないため、慎重に対応する必要がある）、配膳指導（汁物はやけどの危険があるため教員が配膳準備を行わなければならない）、床が汚れた場合の掃除等を行う。

全員に給食が行き渡ったことを確認したら、食事が始まる。食事中、原告は、食事指導（食事中は出歩かないこと、放送はしっかりと聞くこと等を指導する）を行う。

後片付けの際には、お玉はどこに置くか、ストローはどこにしまう等のルールを順守させるよう指導を行い、確認後、原告が給食配膳室に運ぶ。

給食後は掃除の時間となる。ここでも、原告は、無言清掃の指導を行い、掃除箇所の見回り、掃除用具の確認、整理整頓が済んだことを確認して終了となる。

そして、連絡帳の記入・押印を済ませ、児童に帰りの支度をさ

せた後、20分の昼休みとなる。

イ 前述したように、平成30年3月以前は、●●小学校の教員には、昼休み中に20分間の休憩時間が設定されていた。しかし、実際には、掃除が長引くことも多く、また、児童の遊びの相手をしたり、午前中に溜まった事務作業（その日のうちに返さないといけないドリルのチェック等）を行ったり、午後の授業の準備を行うため、原告が休憩を取るとはほぼ不可能（せいぜい、トイレに行って戻ってくる程度）なのが実態であった。

(3) 午後の業務

ア 午後の授業は、月曜日・水曜日は5限まで行われ、15時10分に完全下校となる。火曜日・金曜日は6限まで行われ、16時に完全下校となる。木曜日は、5限まで行われた後に、4年生以上はクラブ・委員会が行われるため、16時に完全下校となる。

放課後に原告がまず行うべき職務は、児童の下校確認である。大雨が予想される時や不審者対応等のため、下校指導を行うこともある。

また、児童の下校確認完了後、月曜日には15時15分から職員会議が行われ、水曜日には学年会や各種打ち合わせが行われる。

イ 16時過ぎからは、平成30年3月以前は25分間、同年4月以降は30分間の休憩時間が設定されている。しかし、先に述べた通り、この休憩時間にも、職員会議や様々な打ち合わせが当たり前のように入る。

また、いずれにしても、原告は、この時間帯からありとあらゆる事務作業を行わなければならない。そのため、休憩を取ることなどできない、それどころか勤務時間外にまで残業せざるを得ないのが実態である。

具体的には、下記のような業務が挙げられる。

記

- ①教室の整理整頓 ②掃除用具の確認 ③落とし物の整理
- ④教室の修理 ⑤教室の掲示物管理 ⑥掲示物のペン入れ
- ⑦作文のペン入れ ⑧教室の掲示物作成 ⑨授業の準備
- ⑩提出物の確認 ⑪朝自習やチャレンジタイムの資料作成
- ⑫朝自習・ドリル・プリント・テストの丸付け ⑬出席簿の整理
- ⑭健康観察保健関係の押印
- ⑮忘れ物の確認（誰が忘れ物が多いかチェックし、指導を行う）
- ⑯週予定表や学級便りの作成
- ⑰週案簿の作成（月曜日から金曜日まで、どの時間にどのような授業をやるかをまとめ、学期ごとに1回提出する）
- ⑱草取り ⑲パトロール ⑳学級・学年会計
- ㉑通知表の作成（学期末） ㉒自己評価申告シートの作成
- ㉓校内研修指導案提出 ㉔指導訪問指導案提出
- ㉕学年便り作成 ㉖遠足宿泊学習資料作成・準備
- ㉗非行防止教室・図書館教室・交通安全教室等の申込み・実施計画作成 ㉘児童理解研修資料作成
- ㉙チャーム教室のプラン作成・親への連絡
- ㉚家庭訪問の計画表作成 ㉛児童調査票確認
- ㉜緊急連絡網作成 ㉝学級懇談会実施・懇談会資料の作成
- ㉞授業参観の準備 ㉟安全点検（月1回）
- ㊱学校からの手紙の配布 ㊲保護者メール登録の確認報告
- ㊳学校行事の準備
- ㊴ウィンバード（学内のネットワークシステム）への記入
- ㊵保護者への対応 ㊶指導訪問前の特別清掃・準備

- ④②ノート点検 ④③指導要録作成 ④④日直 ④⑤校内巡視・カギ閉め
④⑥授業で行った作業の添削

これらの各業務は、決して原告が「自主的・自発的に行っている業務」などではない。しかし、実際には、これらの業務は教員が「自主的・自発的に行っている業務」であるとされ、原告は、これらの業務を行うためにいくら残業しようとも、一切の時間外労働手当が支給されてこなかったのである。

(4) 小括

原告は、各出勤日の出校時刻から退校時刻までの間、上記に挙げたような業務に従事していた。そして、これらの業務は、原告が自主的・自発的に行っている業務ではなく、校長から命じられて、原告が学校教員として行わなければならない業務である。

これらの業務の全てを、正規の勤務時間内でこなすことは、客観的に見て不可能である。原告は、校長から、たとえ勤務時間外や休憩時間中であっても、当然のように業務に従事することが要求されているのである。

そして、校長は、このような原告の勤務実態や業務の内容、その成果を把握しているのであるから、原告は、校長からの明示・黙示の命令の下に、被告の業務に従事していたものというべきである。

したがって、原告は、各出勤日の出校時刻から退校時刻までの間、校長からの命令によって労働を余儀なくされたものである。さらに、その結果として、原告が強いられた時間外労働は、「超勤4項目」に該当しない、あるいは該当しても「臨時又は緊急にやむを得ない必要」のある場合には当たらないことが明らかである。

第6 原告の未払い賃金について

1 原告には時間外労働に対する賃金が支給されるべきであること

先に述べた通り、給特法の趣旨と構造からすれば、給特法は、「超勤4項目」についての時間外労働は「教職調整額」を支給することで足りると規定したものに過ぎず、「超勤4項目」に該当しない、あるいは該当しても「臨時緊急やむを得ない必要」のある場合でない業務について、公立学校の教員が時間外労働を命じられた場合には、同法3条2項及び5項の規定は適用されず、原則通り、労基法37条が適用されると解するべきである。

したがって、「学校職員の給与に関する条例」において時間外勤務手当に関する条項が設けられていないとしても、被告は、原告に対して、少なくとも、労基法37条に基づき、1日8時間超、1週40時間超の時間外労働（法外残業）についての割増賃金を支払う義務がある。

2 原告の時間外労働時間

原告が勤務する小学校では、平成29年9月1日以降、データベース上で、各教員の在校時間（出校時間、退校時間）の状況が記録されている（甲2）。これは、教員の正確な勤務実態を把握するために、各教員に記録が義務付けられたものであるところ、原告は、各日の出校時間（勤務開始時間）と退校時間（勤務終了時間）を日々ノートに記録し、データベース上に反映させていた。そのため、データベース上の原告の在校時間の記録は、原告の実際の労働時間を正確に反映しているものといえる。

したがって、平成29年9月1日から平成30年7月31日までの各日における原告の労働時間、及び同期間の割増賃金の対象となる法外残業時間数は、別紙「時間シート」記載の通りである。同シートの

通り、原告は、年間を通じて、恒常的な時間外労働を行っていた。

3 割増率

先に述べた通り、原告の時間外労働に対しては労基法第37条の規定が適用されることになるから、原告の法外残業に対する割増賃金の割増率は、25%（月60時間超の法外残業に対しては50%）である。

4 時間単価

割増賃金計算の基礎とすべき賃金は、基本給・地域手当・教員特別手当・日額特殊勤務手当の合計額である。

また、原告の月平均所定労働時間数は、1日の所定労働時間を7時間45分、所定休日を土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）として算定すると、157.58時間である。

したがって、上記賃金（日額特殊勤務が支給される翌月分）の合計額を、上記月平均所定労働時間数で除した金額が、割増賃金計算の基礎とすべき時間単価であり、その金額は、別紙「単価シート」記載の通りである。

5 未払残業代の計算

2の労働時間と、3の割増率、4の時間単価を基に、各未払賃金を計算すると、支払われるべき未払残業代は、別紙「時間シート」及び「金額シート」記載の通り、金242万2725円である。

したがって、被告は、原告に対し、上記金額を支払う義務を負う。

第7 まとめ

よって、原告は、被告に対し、請求の趣旨記載の支払いを求める。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

添 付 書 類

1	訴状副本	1通
2	証拠説明書	2通
3	甲号証写し	各2通
4	委任状	1通

以上

原告 時間シート

きょうとソフト ver 2.0

年月日	曜	備考	法定休日	所定労働時間 前日	始業時刻	終業時刻	実労働時間 合計	所定 時間内 労働※	残業 合計	法内 残業※	法外残業			休日 労働	深夜 労働
											日8h超	週40h超	※週累計		
H29.9.1	金			8:00	7:30	18:30	11:00	8:00	3:00		3:00		(8:00)		
H29.9.2	土			0:00									(8:00)		
H29.9.3	日		1	0:00											
H29.9.4	月			8:00	7:30	18:25	10:55	8:00	2:55		2:55		(8:00)		
H29.9.5	火			8:00	7:25	18:30	11:05	8:00	3:05		3:05		(16:00)		
H29.9.6	水			8:00	7:25	19:10	11:45	8:00	3:45		3:45		(24:00)		
H29.9.7	木			8:00	7:30	19:10	11:40	8:00	3:40		3:40		(32:00)		
H29.9.8	金			8:00	7:20	18:10	10:50	8:00	2:50		2:50		(40:00)		
H29.9.9	土			0:00									(40:00)		
H29.9.10	日		1	0:00											
H29.9.11	月			8:00	7:35	19:00	11:25	8:00	3:25		3:25		(8:00)		
H29.9.12	火			8:00	7:35	18:50	11:15	8:00	3:15		3:15		(16:00)		
H29.9.13	水			8:00	7:25	18:40	11:15	8:00	3:15		3:15		(24:00)		
H29.9.14	木			8:00	7:25	19:10	11:45	8:00	3:45		3:45		(32:00)		
H29.9.15	金			8:00	7:30	17:10	9:40	8:00	1:40		1:40		(40:00)		
H29.9.16	土			0:00									(40:00)		
H29.9.17	日		1	0:00											
H29.9.18	月			8:00											
H29.9.19	火			8:00	7:30	19:00	11:30	8:00	3:30		3:30		(8:00)		
H29.9.20	水			8:00	7:25	18:15	10:50	8:00	2:50		2:50		(16:00)		
H29.9.21	木			8:00	7:35	19:30	11:55	8:00	3:55		3:55		(24:00)		
H29.9.22	金			8:00	7:30	17:30	10:00	8:00	2:00		2:00		(32:00)		
H29.9.23	土			0:00									(32:00)		
H29.9.24	日			8:00	6:30	17:15	10:45	8:00	2:45		2:45		(8:00)		
H29.9.25	月		1	0:00									(8:00)		
H29.9.26	火			8:00	7:25	17:40	10:15	8:00	2:15		2:15		(16:00)		
H29.9.27	水			8:00	7:30	17:10	9:40	8:00	1:40		1:40		(24:00)		
H29.9.28	木			8:00	7:30	18:00	10:30	8:00	2:30		2:30		(32:00)		
H29.9.29	金			8:00	7:30	18:10	10:40	8:00	2:40		2:40		(40:00)		
H29.9.30	土			0:00									(40:00)		
H29.10.1	日		1	0:00											
H29.10.2	月			8:00	7:20	19:00	11:40	8:00	3:40		3:40		(8:00)		
H29.10.3	火			8:00	7:30	18:10	10:40	8:00	2:40		2:40		(16:00)		
H29.10.4	水			8:00	7:25	18:00	10:35	8:00	2:35		2:35		(24:00)		
H29.10.5	木			8:00	7:25	18:25	11:00	8:00	3:00		3:00		(32:00)		
H29.10.6	金			8:00	7:25	17:30	10:05	8:00	2:05		2:05		(40:00)		
H29.10.7	土			0:00									(40:00)		
H29.10.8	日		1	0:00											
H29.10.9	月			8:00											
H29.10.10	火			8:00	7:25	19:00	11:35	8:00	3:35		3:35		(8:00)		
H29.10.11	水			8:00	7:30	18:00	10:30	8:00	2:30		2:30		(16:00)		
H29.10.12	木			8:00	7:25	18:30	11:05	8:00	3:05		3:05		(24:00)		
H29.10.13	金			8:00	7:15	17:30	10:15	8:00	2:15		2:15		(32:00)		
H29.10.14	土			0:00									(32:00)		
H29.10.15	日		1	0:00											
H29.10.16	月			8:00	7:30	19:40	12:10	8:00	4:10		4:10		(8:00)		
H29.10.17	火			8:00	7:30	17:40	10:10	8:00	2:10		2:10		(16:00)		
H29.10.18	水			8:00	7:30	19:50	12:20	8:00	4:20		4:20		(24:00)		
H29.10.19	木			8:00	7:30	19:15	11:45	8:00	3:45		3:45		(32:00)		
H29.10.20	金			8:00	7:25	20:10	12:45	8:00	4:45		4:45		(40:00)		
H29.10.21	土			0:00	7:20	17:30	10:10		10:10			10:10	(40:00)		
H29.10.22	日		1	0:00											
H29.10.23	月			8:00	8:15	17:10	8:55	8:00	0:55		0:55		(8:00)		
H29.10.24	火			8:00	7:30	18:45	11:15	8:00	3:15		3:15		(16:00)		
H29.10.25	水			8:00	7:30	19:00	11:30	8:00	3:30		3:30		(24:00)		
H29.10.26	木			8:00	7:30	18:30	11:00	8:00	3:00		3:00		(32:00)		
H29.10.27	金			8:00	7:20	17:00	9:40	8:00	1:40		1:40		(40:00)		
H29.10.28	土			0:00									(40:00)		
H29.10.29	日		1	0:00											
H29.10.30	月			8:00											
H29.10.31	火			8:00	7:30	19:30	12:00	8:00	4:00		4:00		(8:00)		
H29.11.1	水			8:00	7:30	17:20	9:50	8:00	1:50		1:50		(16:00)		
H29.11.2	木			8:00	7:40	17:00	9:20	8:00	1:20		1:20		(24:00)		
H29.11.3	金			8:00									(24:00)		
H29.11.4	土			0:00									(24:00)		
H29.11.5	日		1	0:00											
H29.11.6	月			8:00	7:20	17:40	10:20	8:00	2:20		2:20		(8:00)		
H29.11.7	火			8:00	7:25	18:20	10:55	8:00	2:55		2:55		(16:00)		
H29.11.8	水			8:00	7:25	19:20	11:55	8:00	3:55		3:55		(24:00)		
H29.11.9	木			8:00	7:30	18:30	11:00	8:00	3:00		3:00		(32:00)		
H29.11.10	金			8:00	7:30	17:15	9:45	8:00	1:45		1:45		(40:00)		

年月日	曜	備考	法定休日	所定労働時間 前日	始業時刻	終業時刻	実労働時間 合計	所定 時間内 労働※	残業 合計	法内 残業※	法外残業			休日 労働	深夜 労働
											日8h超	週40h超	※週累計		
H29.11.11	土			0:00									(40:00)		
H29.11.12	日		1	0:00											
H29.11.13	月			8:00	7:30	19:40	12:10	8:00	4:10		4:10		(8:00)		
H29.11.14	火			8:00	7:30	18:30	11:00	8:00	3:00		3:00		(16:00)		
H29.11.15	水			8:00	7:30	17:20	9:50	8:00	1:50		1:50		(24:00)		
H29.11.16	木			8:00	7:25	19:00	11:35	8:00	3:35		3:35		(32:00)		
H29.11.17	金			8:00	7:25	19:00	11:35	8:00	3:35		3:35		(40:00)		
H29.11.18	土			0:00									(40:00)		
H29.11.19	日		1	0:00											
H29.11.20	月			8:00	7:25	19:10	11:45	8:00	3:45		3:45		(8:00)		
H29.11.21	火			8:00	7:20	18:35	11:15	8:00	3:15		3:15		(16:00)		
H29.11.22	水			8:00	7:25	16:00	8:35	8:00	0:35		0:35		(24:00)		
H29.11.23	木			8:00									(24:00)		
H29.11.24	金			8:00	7:25	17:00	9:35	8:00	1:35		1:35		(32:00)		
H29.11.25	土			0:00									(32:00)		
H29.11.26	日		1	0:00											
H29.11.27	月			8:00	7:25	20:00	12:35	8:00	4:35		4:35		(8:00)		
H29.11.28	火			8:00	7:25	20:10	12:45	8:00	4:45		4:45		(16:00)		
H29.11.29	水			8:00	7:30	20:30	13:00	8:00	5:00		5:00		(24:00)		
H29.11.30	木			8:00	7:25	14:00	6:35	6:35					(30:35)		
H29.12.1	金			8:00	7:30	17:30	10:00	8:00	2:00		2:00		(38:35)		
H29.12.2	土			0:00									(38:35)		
H29.12.3	日		1	0:00											
H29.12.4	月			8:00	7:30	17:00	9:30	8:00	1:30		1:30		(8:00)		
H29.12.5	火			8:00	7:30	19:10	11:40	8:00	3:40		3:40		(16:00)		
H29.12.6	水			8:00	7:20	18:00	10:40	8:00	2:40		2:40		(24:00)		
H29.12.7	木			8:00	7:30	17:30	10:00	8:00	2:00		2:00		(32:00)		
H29.12.8	金			8:00									(32:00)		
H29.12.9	土			0:00									(32:00)		
H29.12.10	日		1	0:00											
H29.12.11	月			8:00	7:25	17:30	10:05	8:00	2:05		2:05		(8:00)		
H29.12.12	火			8:00	7:30	18:00	10:30	8:00	2:30		2:30		(16:00)		
H29.12.13	水			8:00	7:20	19:00	11:40	8:00	3:40		3:40		(24:00)		
H29.12.14	木			8:00	7:30	20:00	12:30	8:00	4:30		4:30		(32:00)		
H29.12.15	金			8:00	7:50	20:00	12:10	8:00	4:10		4:10		(40:00)		
H29.12.16	土			0:00									(40:00)		
H29.12.17	日		1	0:00											
H29.12.18	月			8:00	7:40	17:20	9:40	8:00	1:40		1:40		(8:00)		
H29.12.19	火			8:00	7:30	19:40	12:10	8:00	4:10		4:10		(16:00)		
H29.12.20	水			8:00	7:25	17:50	10:25	8:00	2:25		2:25		(24:00)		
H29.12.21	木			8:00	7:30	19:20	11:50	8:00	3:50		3:50		(32:00)		
H29.12.22	金			8:00	7:30	19:30	12:00	8:00	4:00		4:00		(40:00)		
H29.12.23	土			0:00									(40:00)		
H29.12.24	日		1	0:00											
H29.12.25	月			8:00	7:30	18:05	10:35	8:00	2:35		2:35		(8:00)		
H29.12.26	火			8:00	7:30	18:00	10:30	8:00	2:30		2:30		(16:00)		
H29.12.27	水			8:00	7:30	14:00	6:30	6:30					(22:30)		
H29.12.28	木			8:00									(22:30)		
H29.12.29	金			8:00									(22:30)		
H29.12.30	土			0:00									(22:30)		
H29.12.31	日		1	0:00											
H30.1.1	月			8:00											
H30.1.2	火			8:00											
H30.1.3	水			8:00											
H30.1.4	木			8:00											
H30.1.5	金			8:00	8:20	17:00	8:40	8:00	0:40		0:40		(8:00)		
H30.1.6	土			0:00									(8:00)		
H30.1.7	日		1	0:00											
H30.1.8	月			8:00											
H30.1.9	火			8:00	7:20	17:30	10:10	8:00	2:10		2:10		(8:00)		
H30.1.10	水			8:00	7:30	18:30	11:00	8:00	3:00		3:00		(16:00)		
H30.1.11	木			8:00	7:30	18:15	10:45	8:00	2:45		2:45		(24:00)		
H30.1.12	金			8:00	7:20	18:30	11:10	8:00	3:10		3:10		(32:00)		
H30.1.13	土			0:00									(32:00)		
H30.1.14	日		1	0:00											
H30.1.15	月			8:00	7:30	17:30	10:00	8:00	2:00		2:00		(8:00)		
H30.1.16	火			8:00	8:00	12:30	4:30	4:30					(12:30)		
H30.1.17	水			8:00	8:15	12:30	4:15	4:15					(16:45)		
H30.1.18	木			8:00									(16:45)		
H30.1.19	金			8:00	7:30	17:30	10:00	8:00	2:00		2:00		(24:45)		
H30.1.20	土			0:00									(24:45)		
H30.1.21	日		1	0:00											
H30.1.22	月			8:00	7:30	17:00	9:30	8:00	1:30		1:30		(8:00)		
H30.1.23	火			8:00	8:00	17:20	9:20	8:00	1:20		1:20		(16:00)		

年月日	曜	備考	法定休日	所定労働時間 前日	始業時刻	終業時刻	実労働時間 合計	所定 時間内 労働※	残業 合計	法内 残業※	法外残業			休日 労働	深夜 労働
											日8h超	週40h超	※週累計		
H30.1.24	水			8:00	7:30	18:20	10:50	8:00	2:50		2:50		(24:00)		
H30.1.25	木			8:00	7:30	17:30	10:00	8:00	2:00		2:00		(32:00)		
H30.1.26	金			8:00	7:30	17:30	10:00	8:00	2:00		2:00		(40:00)		
H30.1.27	土			0:00	7:30	17:30	10:00		10:00			10:00	(40:00)		
H30.1.28	日		1	0:00											
H30.1.29	月			8:00											
H30.1.30	火			8:00	7:30	18:40	11:10	8:00	3:10		3:10		(8:00)		
H30.1.31	水			8:00	7:00	17:30	10:30	8:00	2:30		2:30		(16:00)		
H30.2.1	木			8:00	7:30	17:50	10:20	8:00	2:20		2:20		(24:00)		
H30.2.2	金			8:00	7:30	18:00	10:30	8:00	2:30		2:30		(32:00)		
H30.2.3	土			0:00									(32:00)		
H30.2.4	日		1	0:00											
H30.2.5	月			8:00	7:30	18:40	11:10	8:00	3:10		3:10		(8:00)		
H30.2.6	火			8:00	7:25	18:45	11:20	8:00	3:20		3:20		(16:00)		
H30.2.7	水			8:00	7:30	19:15	11:45	8:00	3:45		3:45		(24:00)		
H30.2.8	木			8:00	7:30	18:00	10:30	8:00	2:30		2:30		(32:00)		
H30.2.9	金			8:00	7:25	17:30	10:05	8:00	2:05		2:05		(40:00)		
H30.2.10	土			0:00									(40:00)		
H30.2.11	日		1	0:00											
H30.2.12	月			8:00											
H30.2.13	火			8:00	7:30	18:10	10:40	8:00	2:40		2:40		(8:00)		
H30.2.14	水			8:00	7:30	17:05	9:35	8:00	1:35		1:35		(16:00)		
H30.2.15	木			8:00	7:30	17:50	10:20	8:00	2:20		2:20		(24:00)		
H30.2.16	金			8:00	7:30	18:30	11:00	8:00	3:00		3:00		(32:00)		
H30.2.17	土			0:00									(32:00)		
H30.2.18	日		1	0:00											
H30.2.19	月			8:00	7:30	18:45	11:15	8:00	3:15		3:15		(8:00)		
H30.2.20	火			8:00	7:25	17:45	10:20	8:00	2:20		2:20		(16:00)		
H30.2.21	水			8:00	7:25	18:45	11:20	8:00	3:20		3:20		(24:00)		
H30.2.22	木			8:00	7:25	19:25	12:00	8:00	4:00		4:00		(32:00)		
H30.2.23	金			8:00	7:25	18:50	11:25	8:00	3:25		3:25		(40:00)		
H30.2.24	土			0:00									(40:00)		
H30.2.25	日		1	0:00											
H30.2.26	月			8:00	7:25	19:45	12:20	8:00	4:20		4:20		(8:00)		
H30.2.27	火			8:00	7:30	20:00	12:30	8:00	4:30		4:30		(16:00)		
H30.2.28	水			8:00	7:25	19:00	11:35	8:00	3:35		3:35		(24:00)		
H30.3.1	木			8:00	7:30	17:55	10:25	8:00	2:25		2:25		(32:00)		
H30.3.2	金			8:00	7:25	18:55	11:30	8:00	3:30		3:30		(40:00)		
H30.3.3	土			0:00									(40:00)		
H30.3.4	日		1	0:00											
H30.3.5	月			8:00	7:20	19:00	11:40	8:00	3:40		3:40		(8:00)		
H30.3.6	火			8:00	7:30	18:45	11:15	8:00	3:15		3:15		(16:00)		
H30.3.7	水			8:00	7:30	20:00	12:30	8:00	4:30		4:30		(24:00)		
H30.3.8	木			8:00	7:40	20:20	12:40	8:00	4:40		4:40		(32:00)		
H30.3.9	金			8:00	7:40	19:50	12:10	8:00	4:10		4:10		(40:00)		
H30.3.10	土			0:00									(40:00)		
H30.3.11	日		1	0:00											
H30.3.12	月			8:00	7:30	19:00	11:30	8:00	3:30		3:30		(8:00)		
H30.3.13	火			8:00	7:40	18:00	10:20	8:00	2:20		2:20		(16:00)		
H30.3.14	水			8:00	7:30	18:50	11:20	8:00	3:20		3:20		(24:00)		
H30.3.15	木			8:00	7:30	17:00	9:30	8:00	1:30		1:30		(32:00)		
H30.3.16	金			8:00	7:30	19:20	11:50	8:00	3:50		3:50		(40:00)		
H30.3.17	土			0:00									(40:00)		
H30.3.18	日		1	0:00											
H30.3.19	月			8:00	7:30	20:00	12:30	8:00	4:30		4:30		(8:00)		
H30.3.20	火			8:00	7:35	20:30	12:55	8:00	4:55		4:55		(16:00)		
H30.3.21	水			8:00									(16:00)		
H30.3.22	木			8:00	7:35	20:30	12:55	8:00	4:55		4:55		(24:00)		
H30.3.23	金			8:00	7:35	21:00	13:25	8:00	5:25		5:25		(32:00)		
H30.3.24	土			0:00									(32:00)		
H30.3.25	日		1	0:00											
H30.3.26	月			8:00	7:35	17:00	9:25	8:00	1:25		1:25		(8:00)		
H30.3.27	火			8:00									(8:00)		
H30.3.28	水			8:00									(8:00)		
H30.3.29	木			8:00									(8:00)		
H30.3.30	金			8:00									(8:00)		
H30.3.31	土			0:00									(8:00)		
H30.4.1	日		1	0:00											
H30.4.2	月			8:00	7:25	19:20	11:55	8:00	3:55		3:55		(8:00)		
H30.4.3	火			8:00	8:30	18:30	10:00	8:00	2:00		2:00		(16:00)		
H30.4.4	水			8:00	8:15	17:45	9:30	8:00	1:30		1:30		(24:00)		
H30.4.5	木			8:00	8:30	18:20	9:50	8:00	1:50		1:50		(32:00)		
H30.4.6	金			8:00	8:00	17:15	9:15	8:00	1:15		1:15		(40:00)		
H30.4.7	土			0:00									(40:00)		

年月日	曜	備考	法定休日	所定労働時間 前日	始業時刻	終業時刻	実労働時間 合計	所定 時間内 労働※	残業 合計	法内 残業※	法外残業			休日 労働	深夜 労働
											日8h超	週40h超	※週累計		
H30.4.8	日		1	0:00											
H30.4.9	日			8:00	7:30	20:10	12:40	8:00	4:40		4:40		(8:00)		
H30.4.10	火			8:00	7:30	20:05	12:35	8:00	4:35		4:35		(16:00)		
H30.4.11	水			8:00	7:30	19:00	11:30	8:00	3:30		3:30		(24:00)		
H30.4.12	木			8:00	7:25	18:00	10:35	8:00	2:35		2:35		(32:00)		
H30.4.13	金			8:00	7:35	20:00	12:25	8:00	4:25		4:25		(40:00)		
H30.4.14	土			0:00									(40:00)		
H30.4.15	日		1	0:00											
H30.4.16	日			8:00	7:35	20:15	12:40	8:00	4:40		4:40		(8:00)		
H30.4.17	火			8:00	7:30	20:00	12:30	8:00	4:30		4:30		(16:00)		
H30.4.18	水			8:00	7:35	17:05	9:30	8:00	1:30		1:30		(24:00)		
H30.4.19	木			8:00	7:35	20:30	12:55	8:00	4:55		4:55		(32:00)		
H30.4.20	金			8:00	7:35	17:45	10:10	8:00	2:10		2:10		(40:00)		
H30.4.21	土			0:00									(40:00)		
H30.4.22	日		1	0:00											
H30.4.23	日			8:00	7:50	17:50	10:00	8:00	2:00		2:00		(8:00)		
H30.4.24	火			8:00	7:40	18:10	10:30	8:00	2:30		2:30		(16:00)		
H30.4.25	水			8:00	7:25	19:15	11:50	8:00	3:50		3:50		(24:00)		
H30.4.26	木			8:00	7:20	18:00	10:40	8:00	2:40		2:40		(32:00)		
H30.4.27	金			8:00	7:35	16:00	8:25	8:00	0:25		0:25		(40:00)		
H30.4.28	土			0:00									(40:00)		
H30.4.29	日		1	0:00											
H30.4.30	日			8:00											
H30.5.1	火			8:00	7:35	18:30	10:55	8:00	2:55		2:55		(8:00)		
H30.5.2	水			8:00	7:30	17:00	9:30	8:00	1:30		1:30		(16:00)		
H30.5.3	木			8:00									(16:00)		
H30.5.4	金			8:00									(16:00)		
H30.5.5	土			0:00									(16:00)		
H30.5.6	日		1	0:00											
H30.5.7	日			8:00	7:25	19:30	12:05	8:00	4:05		4:05		(8:00)		
H30.5.8	火			8:00	7:40	18:30	10:50	8:00	2:50		2:50		(16:00)		
H30.5.9	水			8:00	7:30	17:30	10:00	8:00	2:00		2:00		(24:00)		
H30.5.10	木			8:00	7:35	18:00	10:25	8:00	2:25		2:25		(32:00)		
H30.5.11	金			8:00	7:35	18:15	10:40	8:00	2:40		2:40		(40:00)		
H30.5.12	土			0:00									(40:00)		
H30.5.13	日		1	0:00											
H30.5.14	日			8:00	7:35	20:00	12:25	8:00	4:25		4:25		(8:00)		
H30.5.15	火			8:00	7:40	19:10	11:30	8:00	3:30		3:30		(16:00)		
H30.5.16	水			8:00	7:40	20:00	12:20	8:00	4:20		4:20		(24:00)		
H30.5.17	木			8:00	7:45	19:30	11:45	8:00	3:45		3:45		(32:00)		
H30.5.18	金			8:00	7:35	18:00	10:25	8:00	2:25		2:25		(40:00)		
H30.5.19	土			0:00									(40:00)		
H30.5.20	日		1	0:00											
H30.5.21	日			8:00	7:30	19:00	11:30	8:00	3:30		3:30		(8:00)		
H30.5.22	火			8:00	7:35	18:30	10:55	8:00	2:55		2:55		(16:00)		
H30.5.23	水			8:00	7:30	18:20	10:50	8:00	2:50		2:50		(24:00)		
H30.5.24	木			8:00	7:35	18:00	10:25	8:00	2:25		2:25		(32:00)		
H30.5.25	金			8:00	7:30	18:50	11:20	8:00	3:20		3:20		(40:00)		
H30.5.26	土			0:00									(40:00)		
H30.5.27	日		1	0:00											
H30.5.28	日			8:00	7:35	18:30	10:55	8:00	2:55		2:55		(8:00)		
H30.5.29	火			8:00	7:35	19:00	11:25	8:00	3:25		3:25		(16:00)		
H30.5.30	水			8:00	7:40	17:20	9:40	8:00	1:40		1:40		(24:00)		
H30.5.31	木			8:00	7:35	19:00	11:25	8:00	3:25		3:25		(32:00)		
H30.6.1	金			8:00	7:35	17:40	10:05	8:00	2:05		2:05		(40:00)		
H30.6.2	土			0:00									(40:00)		
H30.6.3	日		1	0:00											
H30.6.4	日			8:00	7:20	18:30	11:10	8:00	3:10		3:10		(8:00)		
H30.6.5	火			8:00	7:35	20:00	12:25	8:00	4:25		4:25		(16:00)		
H30.6.6	水			8:00	7:30	20:00	12:30	8:00	4:30		4:30		(24:00)		
H30.6.7	木			8:00	7:25	18:30	11:05	8:00	3:05		3:05		(32:00)		
H30.6.8	金			8:00	7:30	19:00	11:30	8:00	3:30		3:30		(40:00)		
H30.6.9	土			0:00	7:40	17:00	9:20		9:20			9:20	(40:00)		
H30.6.10	日		1	0:00											
H30.6.11	日			8:00											
H30.6.12	火			8:00	7:35	17:45	10:10	8:00	2:10		2:10		(8:00)		
H30.6.13	水			8:00	7:30	18:50	11:20	8:00	3:20		3:20		(16:00)		
H30.6.14	木			8:00	7:35	18:00	10:25	8:00	2:25		2:25		(24:00)		
H30.6.15	金			8:00	7:35	18:35	11:00	8:00	3:00		3:00		(32:00)		
H30.6.16	土			0:00									(32:00)		
H30.6.17	日		1	0:00											
H30.6.18	日			8:00	7:35	20:10	12:35	8:00	4:35		4:35		(8:00)		
H30.6.19	火			8:00	7:35	20:00	12:25	8:00	4:25		4:25		(16:00)		
H30.6.20	水			8:00	7:35	18:45	11:10	8:00	3:10		3:10		(24:00)		

年月日	曜	備考	法定休日	所定労働時間 前日	始業時刻	終業時刻	実労働時間 合計	所定 時間内 労働※	残業 合計	法内 残業※	法外残業			休日 労働	深夜 労働
											日8h超	週40h超	※週累計		
H30.6.21	木			8:00	7:35	19:30	11:55	8:00	3:55		3:55		(32:00)		
H30.6.22	金			8:00	7:35	17:40	10:05	8:00	2:05		2:05		(40:00)		
H30.6.23	土			0:00									(40:00)		
H30.6.24	日		1	0:00											
H30.6.25	月			8:00	7:30	18:35	11:05	8:00	3:05		3:05		(8:00)		
H30.6.26	火			8:00	7:30	20:00	12:30	8:00	4:30		4:30		(16:00)		
H30.6.27	水			8:00	7:30	19:00	11:30	8:00	3:30		3:30		(24:00)		
H30.6.28	木			8:00	7:30	20:00	12:30	8:00	4:30		4:30		(32:00)		
H30.6.29	金			8:00	7:35	19:30	11:55	8:00	3:55		3:55		(40:00)		
H30.6.30	土			0:00									(40:00)		
H30.7.1	日		1	0:00											
H30.7.2	月			8:00	7:35	17:10	9:35	8:00	1:35		1:35		(8:00)		
H30.7.3	火			8:00	7:30	21:00	13:30	8:00	5:30		5:30		(16:00)		
H30.7.4	水			8:00	7:30	20:00	12:30	8:00	4:30		4:30		(24:00)		
H30.7.5	木			8:00	7:25	20:20	12:55	8:00	4:55		4:55		(32:00)		
H30.7.6	金			8:00	7:35	17:30	9:55	8:00	1:55		1:55		(40:00)		
H30.7.7	土			0:00									(40:00)		
H30.7.8	日		1	0:00											
H30.7.9	月			8:00	7:30	20:00	12:30	8:00	4:30		4:30		(8:00)		
H30.7.10	火			8:00	7:25	21:00	13:35	8:00	5:35		5:35		(16:00)		
H30.7.11	水			8:00	7:30	20:00	12:30	8:00	4:30		4:30		(24:00)		
H30.7.12	木			8:00	7:30	20:20	12:50	8:00	4:50		4:50		(32:00)		
H30.7.13	金			8:00	7:30	20:15	12:45	8:00	4:45		4:45		(40:00)		
H30.7.14	土			0:00									(40:00)		
H30.7.15	日		1	0:00											
H30.7.16	月			8:00											
H30.7.17	火			8:00	7:30	20:15	12:45	8:00	4:45		4:45		(8:00)		
H30.7.18	水			8:00	7:30	17:00	9:30	8:00	1:30		1:30		(16:00)		
H30.7.19	木			8:00	7:30	20:40	13:10	8:00	5:10		5:10		(24:00)		
H30.7.20	金			8:00	7:30	17:00	9:30	8:00	1:30		1:30		(32:00)		
H30.7.21	土			0:00									(32:00)		
H30.7.22	日		1	0:00											
H30.7.23	月			8:00	8:20	17:10	8:50	8:00	0:50		0:50		(8:00)		
H30.7.24	火			8:00	8:20	17:10	8:50	8:00	0:50		0:50		(16:00)		
H30.7.25	水			8:00	7:30	17:10	9:40	8:00	1:40		1:40		(24:00)		
H30.7.26	木			8:00	8:30	17:00	8:30	8:00	0:30		0:30		(32:00)		
H30.7.27	金			8:00									(32:00)		
H30.7.28	土			0:00									(32:00)		
H30.7.29	日		1	0:00											
H30.7.30	月			8:00	8:30	17:00	8:30	8:00	0:30		0:30		(8:00)		
H30.7.31	火			8:00	8:30	17:00	8:30	8:00	0:30		0:30		(16:00)		

原告 単価シート

きょうとソフト ver 2.0

(小数点以下四捨五入)

賃金月度 (支払期日)	備考	月所定 労働時間 (時間)	割増賃金の基礎となる賃金						賃金単価
			基本給	地域手当	教員特別手 当	日額特殊勤 務			
H29.10 (H29.10.20)		157.58	¥407,366	¥41,095	¥7,200	¥4,000			¥2,917
H29.11 (H29.11.21)		157.58	¥407,366	¥41,095	¥7,200	¥4,200			¥2,918
H29.12 (H29.12.21)		157.58	¥407,366	¥41,095	¥7,200	¥4,000			¥2,917
H30.1 (H30.1.19)		157.58	¥407,633	¥41,545	¥7,200	¥3,600			¥2,919
H30.2 (H30.2.21)		157.58	¥407,633	¥41,545	¥7,200	¥3,400			¥2,918
H30.3 (H30.3.20)		157.58	¥407,633	¥41,545	¥7,200	¥3,800			¥2,920
H30.4 (H30.4.20)		157.58	¥404,000	¥42,016	¥7,200	¥3,400			¥2,898
H30.5 (H30.5.21)		157.58	¥404,000	¥42,016	¥7,200	¥4,000			¥2,901
H30.6 (H30.6.21)		157.58	¥404,000	¥42,016	¥7,200	¥4,200			¥2,903
H30.7 (H30.7.20)		157.58	¥404,000	¥42,016	¥7,200	¥4,200			¥2,903
H30.8 (H30.8.21)		157.58	¥404,000	¥42,016	¥7,200	¥4,200			¥2,903

原告 金額シート

きょうとソフト ver 2.0

(小数点以下四捨五入)

賃金月度 (支払期日)	対象期間	備考	賃金 単価	法内残業 (1.00)	法外残業 (1.25)	うち月60h超 (0.25)	休日労働 (1.35)	深夜労働 (0.25)	割増賃金 合計額	既払額	割増賃金 未払額
				時間集計 割増賃金	時間集計 割増賃金	時間集計 割増賃金	時間集計 割増賃金	時間集計 割増賃金	(うち付加金 対象額)		(うち付加金 対象未払額)
H29.10 (H29.10.20)	H29.9.1 ~H29.9.30		¥2,917	0:00 ¥0	58:40 ¥213,913	0:00 ¥0	0:00 ¥0	0:00 ¥0	¥213,913 (¥0)	¥0	¥213,913 (¥0)
H29.11 (H29.11.21)	H29.10.1 ~H29.10.31		¥2,918	0:00 ¥0	71:05 ¥259,276	11:05 ¥8,085	0:00 ¥0	0:00 ¥0	¥267,361 (¥0)	¥0	¥267,361 (¥0)
H29.12 (H29.12.21)	H29.11.1 ~H29.11.30		¥2,917	0:00 ¥0	56:45 ¥206,925	0:00 ¥0	0:00 ¥0	0:00 ¥0	¥206,925 (¥0)	¥0	¥206,925 (¥0)
H30.1 (H30.1.19)	H29.12.1 ~H29.12.31		¥2,919	0:00 ¥0	49:55 ¥182,133	0:00 ¥0	0:00 ¥0	0:00 ¥0	¥182,133 (¥0)	¥0	¥182,133 (¥0)
H30.2 (H30.2.21)	H30.1.1 ~H30.1.31		¥2,918	0:00 ¥0	41:05 ¥149,851	0:00 ¥0	0:00 ¥0	0:00 ¥0	¥149,851 (¥0)	¥0	¥149,851 (¥0)
H30.3 (H30.3.20)	H30.2.1 ~H30.2.28		¥2,920	0:00 ¥0	58:00 ¥211,700	0:00 ¥0	0:00 ¥0	0:00 ¥0	¥211,700 (¥0)	¥0	¥211,700 (¥0)
H30.4 (H30.4.20)	H30.3.1 ~H30.3.31		¥2,898	0:00 ¥0	61:50 ¥223,991	1:50 ¥1,328	0:00 ¥0	0:00 ¥0	¥225,319 (¥0)	¥0	¥225,319 (¥0)
H30.5 (H30.5.21)	H30.4.1 ~H30.4.30		¥2,901	0:00 ¥0	59:25 ¥215,460	0:00 ¥0	0:00 ¥0	0:00 ¥0	¥215,460 (¥0)	¥0	¥215,460 (¥0)
H30.6 (H30.6.21)	H30.5.1 ~H30.5.31		¥2,903	0:00 ¥0	63:15 ¥229,518	3:15 ¥2,359	0:00 ¥0	0:00 ¥0	¥231,877 (¥0)	¥0	¥231,877 (¥0)
H30.7 (H30.7.20)	H30.6.1 ~H30.6.30		¥2,903	0:00 ¥0	78:40 ¥285,462	18:40 ¥13,547	0:00 ¥0	0:00 ¥0	¥299,009 (¥0)	¥0	¥299,009 (¥0)
H30.8 (H30.8.21)	H30.7.1 ~H30.7.31		¥2,903	0:00 ¥0	60:20 ¥218,935	0:20 ¥242	0:00 ¥0	0:00 ¥0	¥219,177 (¥0)	¥0	¥219,177 (¥0)
									¥2,422,725 (¥0)		¥2,422,725 (¥0)